

障害福祉サービス等 情報公表制度について

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度について

趣旨・目的

この制度は、障害福祉サービス等の利用者やその家族が、公表された情報をもとに障害福祉サービス事業者等やサービス内容を比較検討し、希望にあったものを適切に選択できるよう支援すること、また、障害福祉サービス事業者等がこの制度への取組みを通じて、提供するサービスの質を向上していくことを目的としています。

報告・公表方法

- ①独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを利用し、**直接公表システムに入力することにより、県へ報告**することとなります。
 - ②内容に不足等がなければ、承認→公表となります。不備等があれば、差し戻しますので修正後再度申請してください。
 - ③報告の基準日は、4月1日、**報告の開始日は、5月1日**です。
 - ④**報告の期限は、7月31日**です。なお、**新規に指定を受けた場合は指定を受けた日から1か月以内**となります。
- ※令和7年度実施要綱は、4～5月中に県ホームページに掲載予定です。

調査・行政上の措置等

- ・利用者保護等の観点から、事業者等から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために調査を行う場合があります。
- ・報告をしないとき、虚偽の報告をしたとき等は、減算、是正命令や指定の取消し等の行政上の措置が規定されています。

入力手順

①障害福祉サービス等情報公表システムを開き、「ログイン画面」をクリックします。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

②法人のログインID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

※ログインIDは原則法人で一つです。

※パスワード忘れた場合は、「[パスワードをお忘れの場合はこちら](#)」をクリックすると、登録しているメールアドレスに仮パスワードが届きます。

※[ログインIDを忘れた場合](#)、[メールアドレスを変更する場合は](#)、[県障害福祉課障害福祉事業者グループまでお電話ください](#)。

The screenshot shows the WAM NET website interface. At the top, there is a navigation bar with the WAM NET logo and the title '障害福祉サービス等情報公表システム'. Below this is a main menu with several icons and text boxes. The 'ログイン画面' (Login Screen) icon is circled in red. Below the main menu, there is a login form with the following fields and buttons:

- ログインID (Login ID) input field
- パスワード (Password) input field
- ログイン (Login) button
- パスワード変更 (Change Password) button

At the bottom of the page, there is a footer section titled 'お知らせ' (Notice). The link 'パスワードをお忘れの場合はこちら' (Click here if you forgot your password) is circled in red.

③「事業所情報の照会・編集を行う」から、「事業所詳細情報の編集を行う」に移ります。

事業所情報の照会・編集を行う

事業者アカウントの確認・編集を行う

ホーム > 事業所情報の照会・編集を行う > 事業所詳細情報の編集を行う

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

④ 7つのカテゴリ全て入力した後、「承認者へ申請する」から、承認申請を行います。
必須項目以外も入力が必要ですので、入力漏れがないか確認してください。緑色のチェックになると、全て入力されたこととなります。

カテゴリ

法人等に関する事項 ⚠

事業所等に関する事項 ⚠

従業者に関する事項 ⚠

サービス内容に関する事項 ⚠

利用料に関する事項 ✓

事業所運営に関する事項 ⚠

システムからの連絡先 ✓

承認者へ申請する

⑤障害福祉サービス等情報検索にて公表されます。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



留意事項

- ◆ 入力が済む前に申請ボタン、一括申請ボタンを押さないようご注意ください。
※誤って申請してしまった場合には、入力できない状態になりますので、県へご連絡をお願いいたします。
- ◆ 令和6年度報酬改定により、未申請事業所への減算が新たに規定されましたので、必ず登録をして頂くようお願いいたします。
- ◆ ID、パスワード、登録したメールアドレスは忘れないように控えていただくようお願いいたします。
※ご不明の場合には、県へご連絡をお願いいたします。